

松監事第17号
令和2年8月21日

松本市長 臥 雲 義 尚 様

松本市監査委員 太 田 由 夫
同 竹 本 祐 子
同 中 島 昌 子

令和元年度経営健全化審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、下記のとおり意見を提出します。

記

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和2年6月2日から令和2年8月20日まで

3 審査の概要

経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率の算定と、その算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が適正に行われているかどうかを主眼として実施しました。

4 審査の結果

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

区 分	令和元年度 資金不足比率	平成30年度 資金不足比率	(参考)経営健全化 基 準
	%	%	%
地域排水施設事業特別会計	—	—	20.0
農業集落排水事業特別会計	—	—	20.0
公設地方卸売市場特別会計	—	—	20.0
新松本工業団地建設事業特別会計	—	—	20.0
奈川観光施設事業特別会計	—	—	20.0
松本城特別会計	—	—	20.0
水道事業会計	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	20.0
病院事業会計	—	—	20.0
上高地観光施設事業会計	—	—	20.0

※ 「—」は、資金不足額がないことを示します。

5 附帯意見

資金不足比率については、全ての公営企業会計において資金不足が生じておらず、該当なしとなっています。

しかしながら、自然災害や新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営状況の悪化が懸念される会計もあることから、今後も引き続き、経営健全化に向けて、一層の計画的運営に努めてください。